

2019年10月3日

協力会社各位

株式会社 植木組
安全環境部長

脚立の単独使用原則禁止について

清秋の候 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、弊社の施工につきまして、特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の現場におきまして、今年度に入り、脚立使用作業中における労働災害が2件発生しております。幸いに不休災害ではありましたが、弊社におきましては脚立からの転落による労働災害が過去におきましても繰り返し発生しております。

つきまして、弊社では、**10月21日（月）より、「脚立の単独使用原則禁止」と**させていただくこととなりました。協力会社の皆様におかれましては、下記事項をご確認の上、関係労働者の方へ周知していただきまして、取り組みを徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 脚立の単独使用は原則禁止

(1) 脚立の単独使用(※1)を原則禁止とし、「可搬式作業台等」(※2)を使用して下さい。

※1「脚立の単独使用」とは、脚立を他の脚立、足場板と組み合わせることをせず、単独で使用して作業を行うことを指します。

※2「可搬式作業台等」とは、可搬式作業台(立馬)、足場台、アップスター、ローリングタワー、高所作業車等の安定した作業床を有するものを指します。

2. 「可搬式作業台等」による作業が不可能な場合

(1) 現場代理人(所長)の許可を受けた場合のみ、脚立の単独使用を認めます。

(2) 許可の手続きは、協力会社の皆様から、別紙の「脚立の単独使用許可申請及び誓約書」(以下、「申請・誓約書」という)を現場代理人(所長)に提出いただきます。
(書式を植木組ホームページ「協力会社提出書類」に追加致しました。)

(3) 許可の証として「脚立単独使用許可証」(ステッカー)を配布しますので、脚立に貼り付けて使用して下さい。

(4) 脚立使用については、誓約事項の持込基準・使用基準を厳守し、適正使用を徹底して下さい。

(5) 脚立足場で足場板の受け台として用いる脚立については、申請・誓約書は届出不要とし、単独使用許可証(ステッカー)の貼り付けも不要とします。

以上